

令和5年2月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和5年2月14日（火） 午後1時00分～午後3時00分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘
委 員 渡部 佳子
委 員 豊田 雅之
委 員 小寺孝治郎
委 員 加藤 緑

職 員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	重城 秋子
教育部部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	内海 雅彦
図書館長	松井 晋
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
総務部資産管理課長	小磯 洋子
健康こども部次長兼スポーツ振興課長	阿津 直人

（会議事務局）

教育総務課管理係長	芝田 雅人
教育総務課主任主事	河名千愛生

4. 傍聴人数 0名（非公開議案2件）

5. 議 案

- 議案第3号 第3期木更津市教育振興基本計画の策定について
議案第4号 第2次木更津市スポーツ推進計画の策定に係る意見について
議案第5号 木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

6. 報 告 事 項

- 報告第2号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案（令和4年度教育費3月補正予算案）について
報告第3号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費当初予算案）について

報告第 4 号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例案等）について

7. 議 事 大 要

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和 5 年 2 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。また前回、1 月定例会議の会議録につきましては、加藤委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第 3 号「第 3 期木更津市教育振興基本計画の策定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第 3 号「第 3 期木更津市教育振興基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

議案資料 2 ページをご覧ください。本議案は、平成 31 年 3 月に策定した、第 2 期教育振興基本計画について、今年度末となる令和 5 年 3 月に計画期間が終了となることから、新たに第 3 期教育振興基本計画を策定することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別冊「第 3 期木更津市教育振興基本計画（案）」をご覧ください。第 3 期計画につきましては、令和 4 年 11 月定例教育委員会会議におきまして、素案の承認をいただいたものでございます。その後、12 月市議会定例会の教育民生常任委員会協議会での説明を経て、令和 4 年 12 月 15 日から令和 5 年 1 月 13 日までの期間、パブリックコメントを実施したところでございますが、意見等の提出はございませんでした。本結果を受けまして、計画の趣旨等への同意はいただいたものと考えておりますが、一部、項目を追加したほか、計画指標等の表記方法に若干のばらつきがあったものを統一する等の修正を行いました。

主な追加・修正箇所につきまして申し上げます。6 ページをご覧ください。重点目標 6 の重点施策（1）として、「防災・安全教育の充実」を新たに追加しました。また、重点目標 7 の重点施策（3）、あさひ学級について、「自立支援教室」という名称であったものを、令和 5 年度から「教育支援教室」に変更予定であることから、記載を修正しました。

続きまして、16 ページをご覧ください。一番上、（1）として、先ほど申し上げました「防災・安全教育の充実」を追加し、それに係る施策、指標、目標等を追加しました。以上が主な追加・修正箇所でございます。

また、11 月に委員からご意見をいただきました、児童自らが自身の発達特性を理解し、いじめの防止に繋げる教育につきましては、本計画の策定後、「魅力ある学校教育の推進」に向けて策定いたします、学校教育「木更津プラン」という学校教育専用の計画に盛り込む方針でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後のスケジュールでございますが、本日、改めて委員皆様の審議をいただいた後、3 月市議会定例会での最終説明を経て計画として公表させていただきます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。いじめについて、発達段階の過程で誰もが加害者になり得るのだ、ということ子ども達にも認識をさせた方が良いのではないかというご意見につきましては、今説明がありましたとおり、学校教育「木更津プラン」に明記するよう、学校教育課と文言の調整等を行っておりますのでご承知おきください。

それでは、この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第3号「第3期木更津市教育振興基本計画の策定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号「第2次木更津市スポーツ推進計画の策定に係る意見について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第4号「第2次木更津市スポーツ推進計画の策定に係る意見について」ご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、第2次木更津市スポーツ推進計画の策定にあたり、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を求めようとするものでございます。

別冊「第2次木更津市スポーツ推進計画（案）」をご覧ください。計画の内容につきましては、こちらの資料をもとに、阿津健康こども部次長兼スポーツ振興課長からご説明させていただきます。

○阿津健康こども部次長兼スポーツ振興課長

議案第4号「第2次 木更津市 スポーツ推進計画の策定に係る 意見について」ご説明申し上げます。

資料1ページを ご覧ください。この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく「地方スポーツ推進計画」に位置づけられるもので、市民の誰もが、日常的にスポーツに親しむことができるよう、本市のスポーツ振興の指針として、現計画を改定しようとするものでございます。次期計画では、w i t h コロナ時代の運動・スポーツを推進するため令和5年度から令和9年度までの5年間の第2次計画を策定するものでございます。

2ページをご覧ください。計画におけるスポーツの範囲として、日常生活で意識的に行う身体活動もスポーツに含むものと定義いたしました。

5ページ及び6ページは、令和4年3月に実施した「スポーツに関する意識調査」の

結果でございます。

7ページから9ページには、スポーツ推進計画における「基本理念」「基本目標」「基本施策」を掲げております。

10ページをご覧ください。第2次計画における市民のスポーツ実施率は70%を目標としております。

なお、10ページから15ページまでは、ライフステージに応じた「現状や課題」「施策の方向性」「主な事業及び取組み」を記載しております。16ページは競技スポーツの推進、18ページはスポーツを活かしたまちづくり、23ページは施設の整備と活用として、それぞれの取組みを記載し成果指標を掲げております。

最後に、今後の予定でございますが、スポーツ推進審議会を経て、年度内の策定を目指してまいります。

私からの説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

この計画は、中学校の部活動地域移行に関連する箇所はありますか。

○阿津健康こども部次長兼スポーツ振興課長

計画の10ページの一番下に、新たに部活動の地域移行について記載し、それに対する施策の方向性として、11ページの下2項目を記載いたしました。本計画の素案について意見公募を実施したところ、市民の方から、例えば離れた地区は距離的な問題がありますし、ICTを活用した遠隔指導をしてはどうか、というご意見がございましたので、計画に盛り込んでおります。

○廣部教育長

国からは、2025年までに土日だけでも地域移行するように、と示されていますので、まずは各競技の実態を詳細に把握するところから、スポーツ振興課と学校教育課で協力して進めていきたいと考えております。

○渡部委員

12ページの青年期・壮年期のスポーツ活動の推進について、日頃スポーツに接しない市民が気軽にスポーツを楽しめるように、というのはとても良いなと思ったのですが、このような活動は、公民館と連携するような形になるのでしょうか。それともスポーツ振興課の単独事業になるのでしょうか。

○阿津健康こども部次長兼スポーツ振興課長

昨年の3月に市民アンケートを取った結果、40歳台のスポーツ実施率が低く、普段育児や家事等に追われている子育て世代の人たちがスポーツをできないのではないかとということで、スパークルシティ6階の中央公民館の廊下をお借りして、親子で一緒に家の中でもできるスポーツを体験していただき、それを家に帰ってからもやっていただくという「親子遊び教室」というものをスポーツ振興課の事業として実施しました。

○廣部教育長

各公民館では卓球サークルが非常に人気です。公民館活動とスポーツは切り離せないものですので、スポーツ振興課と連携しながら事業を実施していきたいと考えております。

○豊田委員

11ページの幼児期の子ども達のスポーツについて記載がございますけれども、例えば保育園等に講師の人が来て指導をしていただけると、保育士の資質も向上しますし、子ども達にとっても良いと思います。

○阿津健康こども部次長兼スポーツ振興課長

保育園、幼稚園、公民館等に講師が出張してレクチャーし、子ども達がスポーツに触れ、新たにスポーツを始められるような機会の提供は実施していきたいと考えております。

今年度は、興味はあるが実際にやったことがない、というようなスポーツに新たに触れるきっかけ作りとして、各種目の専門コーチの指導のもと、親子で体験できる「チャレスポ in KISARAZU」というイベントを新たに実施したところ、700名以上と想定以上の参加があったところでございます。

○廣部教育長

「チャレスポ in KISARAZU」には私も出席しましたが、非常に盛況で、バドミントンが特に人気でした。子どもの体力づくりにも繋がりますので、ぜひ継続して実施していただきたいと思います。

ほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第4号「第2次木更津市スポーツ推進計画の策定に係る意見について」につきまして、原案に対し「意見なし」と回答することに賛成の方、挙手をお願いいたします

＜挙手全員＞

賛成全員で「意見なし」と回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号「木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

議案第5号「木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料4ページをご覧ください。本議案は、学校運営協議会を新たに設置することに伴い、関係条文を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

学校運営協議会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより設置が努力義務とされており、本市教育委員会におきましても、令和4年4月から、「富来田中学校区学校運営協議会」を設置し、保護者や地域住民等と協働して学校運営及び児童生徒の健全育成に取り組んでいるところでございます。

議案資料 5 ページの新旧対照表をご覧ください。今回は第 3 条を改正し、新たに中郷小学校に「中郷小学校学校運営協議会」を、東清小学校に「東清小学校学校運営協議会」を設置し、地域の学校運営への参画をさらに推進しようとするものでございます。

なお、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○加藤委員

委員はどのような方がいらっしゃるのですか。

○今井部参事兼学校教育課長

富来田中学校区学校運営協議会について申し上げますと、地域のまちづくり協議会の方や自治会の会長、公民館長等、日頃から学校の活動に協力していただいている方をお願いしております。

○廣部教育長

実行力のある方をお願いしたいということで、会長は清和大学教授、その他 4 名の元教員の方もいらっしゃいます。先日は、学校運営協議会主催で、冬休みの宿題の学習会をやっていたいたりしました。このような活動を徐々に進めていきたいと考えています

○加藤委員

少人数の学校に設置するのは、地域の協力を得やすいからということでしょうか。

○廣部教育長

そのとおりです。地域の協力によって小規模特認校の特色をもたせるということと、学校運営とまちづくりを連動させて、地域の活性化に繋げるねらいがございます。

ほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。

< 質問・意見なし >

ご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。議案第 5 号「木更津市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告第 2 号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 3 月補正予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第 2 号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 3 月補正予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 6 ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規

則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和4年度3月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11ページのとおり令和5年1月24日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。

そのため、8ページにございますとおり1月30日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る3月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。はじめに、歳入予算につきましては、表の一番下にごございますとおり補正前予算額8億323万1千円であったところ、1,813万8千円を減額し、総額を7億8,509万3千円にしようとするものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。歳出予算といたしましては、表の上段にごございますとおり、補正前予算額29億9,792万4千円であったところ、8,052万3千円を減額し、総額29億1,740万1千円にしようとするものでございます。

3月補正予算の内容でございますが、各課等における主な歳出の減額分につきましては、入札差金等、各種事業実施における執行残でございます。

その他、増額をした事業、また、特に減額が大きかった事業、繰越明許費補正を行った事業につきまして、人件費を除き一部抜粋し、ご説明いたします。

まず、繰越明許費補正でございますが、14ページをご覧ください。繰越明許費補正追加分の50款 教育費、25項 社会教育費、公民館耐震対策事業費でございますが、中央公民館畔戸分館耐震補強工事及び耐震構造監理業務委託につきまして、工事対象範囲が拡大したことなどから、年度内での完成が困難となったため、事業費の全額、2,063万6千円を令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、30項 保健体育費、給食センター事業者選定支援業務委託費でございますが、次期事業の概算事業費の算定に時間を要したことに伴い、本事業の募集要項等の作成に遅れが生じ、年度内の委託業務完了が困難となったため、事業費の全額、1,430万円を令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。繰越明許費補正変更分の50款 教育費、15項 中学校費、金田中学校グラウンド整備事業費でございますが、金田中学校グラウンド整備工事につきまして、計画していた工事の一部に変更が生じたため、6,592万2千円を減額し、補正後予算額を2,649万9千円とし、また、適正な工期期間等の確保を考慮すると、年度内の完成が困難であることから、全額を令和5年度に繰り越すものでございます。

続きまして、増額をした事業と、特に減額が大きかった事業についてでございますが、33ページをご覧ください。50款 教育費、5項 教育総務費、10目 事務局費、説明

欄 4. 奨学基金繰出金 778 万 3 千円につきましては、ふるさと応援寄附金の受入に伴い、当該基金に積み立てを行うため、増額するものでございます。

続きまして、17 目 まなび支援センター費、説明欄 3. まなび支援センター管理運営費、(1) まなび支援センター維持管理費 20 万円につきましては、光熱水費の高騰により不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、34 ページをご覧ください。10 項 小学校費、5 目 学校管理費、説明欄 3. 小学校維持管理運営費、(2) 小学校施設管理費 170 万 4 千円につきましては、光熱水費の高騰により不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄 6. 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (1) 小学校新型コロナウイルス感染症対策事業費 350 万円につきましては、学校の感染症対策に伴う消耗品や備品の購入等に要した経費に対して交付される国庫補助金、「学校保健特別対策事業費補助金」の補助限度額が引き上げられたことから、これの追加交付を申請し、消耗品費及び備品購入費を増額するものでございます。

続きまして、10 目 教育振興費、説明欄 4. 要保護・準要保護児童就学援助費 378 万円につきましては、対象児童の増加が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、35 ページをご覧ください。15 項 中学校費、5 目 学校管理費、説明欄 4. 学校施設改修事業費 (3) 中学校特別教室空調設備設置事業費 321 万 9 千円につきましては、波岡中学校における空調設備の設置が必要な特別教室が決定したことに伴い、設計業務を委託するため、増額するものでございます。

続きまして、(4) 中学校新型コロナウイルス感染症対策事業費 210 万円につきましては、小学校と同様の理由により、増額するものでございます。

続きまして、10 目 教育振興費、1 ページ進んでいただいて 36 ページ、説明欄 4. 要保護・準要保護生徒就学援助費 537 万 8 千円につきましては、小学校と同様、対象生徒の増加が見込まれるため、また、多くの学校で、校外学習及び修学旅行の宿泊形式を再開したことに伴い、校外活動費が増加したため、増額するものでございます。

続きまして、15 目 学校建設費、説明欄 1. 施設建設事業費 (1) 岩根西中学校仮設校舎整備事業費マイナス 423 万 8 千円につきましては、仮設校舎のリースの開始が令和 5 年 4 月 1 日になったため、事業費を全額減額するものでございます。

続きまして、25 項 社会教育費、1 ページ進んでいただいて一番下の段、15 目 公民館費、恐れ入りますが更に 1 ページ進んでいただいて 38 ページ、説明欄 4. 公民館施設整備費 (1) 公民館耐震対策事業費 563 万 6 千円につきましては、中央公民館畔戸分館に係る構造管理業務委託及び補強工事に要する費用を増額するものでございます。

続きまして、説明欄 5. 公民館管理運営費 456 万 9 千円につきましては、光熱水費の高騰により不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、39 ページをご覧ください。27 目 博物館費、説明欄 4. 博物館管理運営費 511 万円につきましては、光熱水費の高騰等により不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、30 目 生涯学習まちづくり推進事業費、説明欄 1. 生涯学習推進事業費 (2) 生涯学習基金積立金 164 万 4 千円につきましては、主にふるさと応援寄附金の

受入に伴い、当該基金に積み立てを行うため増額するものでございます。

続きまして、40ページをご覧ください。30項 保健体育費、20目 学校給食費、説明欄3. 給食関係費（2）学校給食施設関係費284万円、及び4. 給食施設費（1）給食センター管理運営費43万5千円につきましては、光熱水費の高騰により不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、説明欄6. 給食賄材料費（1）給食賄材料費単独校分マイナス1,325万9千円、及び（2）給食賄材料費学校給食センター分マイナス1,322万8千円につきましては、給食提供日数の変更により、年間の提供数が減少したため、減額するものでございます。

続きまして、説明欄8. 学校給食無償化事業補助金マイナス317万6千円につきましては、補助対象者の人数に変更が生じたため、また、無償化事業の補助対象額が、1月から3月までに給食費として支払う額ではなく、1月から3月までに給食を食べた日数分を補助する旨、千葉県から改めて通知があったことに伴い、精査した結果、減額するものでございます。

以上が3月補正予算の主な内容でございます。

なお、補正予算につきましては、3月市議会定例会に上程し、本日議決となりましたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○豊田委員

来年度以降も含めてですが、新型コロナウイルス感染症の対策に係る補助金等がありますか。

○重城次長

現在、国からの通知はございません。

○廣部教育長

ほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、次の報告に移ります。

報告第3号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費当初予算案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第3号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和5年度教育費当初予算案）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料47ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和5年度当初予算案につきまして、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、52ページのとおり令和5年1月24日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございました。そのため、49ページにございますとおり1月30日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る令和5年度当初予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

50ページをご覧ください。はじめに、歳入予算につきましては、表の一番下でございますとおり、7億356万5千円で、令和4年度当初予算と比較し、2,740万5千円の増額でございます。

続きまして、51ページをご覧ください。歳出予算といたしましては、表の上段にございますとおり33億3,765万4千円で、令和4年度当初予算と比較し、8億1,198万7千円の増額でございます。前年度と比較して大幅に増額しておりますが、主な要因といたしましては、令和4年度当初予算が、本市市長選挙を控えていたことにより、政策的経費を除いた骨格予算であったため、例年の当初予算と比較して規模が小さかったこと、また、令和5年度は、大規模な改修工事や、用地取得事業の実施等、大きな金額の事業が増加したことなどがございます。

当初予算の具体的な内容につきましては、56ページから76ページが歳入、77ページから90ページが歳出となります。

それでは、歳出予算のうち令和5年度における主な新規事業及び増額事業につきましてご説明させていただきます。

77ページをご覧ください。50款 教育費、5項 教育総務費、1ページ進んでいただいて78ページ、17目 まなび支援センター費、説明欄2. まなび支援センター事業費（4）副読本制作事業費372万7千円につきましては、小学校3年生に配付している社会科副読本、「わたしたちの木更津」について、3年に一度の部分改定を実施するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、（10）まなび支援センター個別施設計画策定事業費280万円につきましては、木更津市公共施設等総合管理計画に基づき、まなび支援センターの施設管理や長寿命化、財政負担の軽減・平準化を目的とした、個別施設計画を策定するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、79ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄5. 学校施設改修事業費、1ページ進んでいただいて80ページ、（3）小学校トイレ改修工事費9,230万円につきましては、畑沢小学校の和式トイレを洋式化するため、計上するものでございます。

続きまして、（4）金田小学校公共下水道接続事業費4,510万円につきましては、金田西地区の土地地区画整理事業により、金田小学校周辺が、木更津市公共下水道整備区域に整備されることに伴い、小学校内の排水について単独浄化槽を撤去し、公共下水道本管へ接続する工事を実施するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、１０目 教育振興費、説明欄９．教科書改訂経費２，９３６万３千円につきましては、４年に１度の小学校の教科書改訂が令和６年度に行われるため、令和５年度予算にて教師用教科書及び指導書等を購入し、学校の指導体制を整えるため、新たに計上するものでございます。

続きまして、８１ページをご覧ください。説明欄１１．プログラミング学習実証モデル実施事業費７１万１千円につきましては、本市と県内・地元企業や教育機関で締結した、「木更津市におけるプログラミング学習に関する連携協定」を活用し、地域の有識者の指導のもと、プログラミング学習を実施し、どの小学校でも実施可能な教育効果の高いプログラミング学習のモデルケースを構築するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、１５款 中学校費、５目 学校管理費、説明欄４．学校維持管理運営費、１ページ進んでいただいて８２ページ、（１０）中学校教育環境整備事業費４１０万円につきましては、波岡中学校の長寿命化工事の実施に伴い、支障となる備品や設備等の移設を実施するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、説明欄５．学校施設改修事業費（２）中学校トイレ改修工事費１億１９０万円につきましては、木更津第二中学校の和式トイレを洋式化するため、計上するものでございます。

続きまして、（４）中学校施設長寿命化改修事業費８，８１０万円につきましては、木更津市学校施設長寿命化計画に基づき、波岡中学校校舎の長寿命化改修工事に係る監理業務委託の実施及び第１期改修工事の実施のため、計上するものでございます。

続きまして、１０目 教育振興費、１ページ進んでいただいて、説明欄１３．プログラミング学習実証モデル実施事業費３１６万円につきましては、小学校と同様、地域の有識者の指導のもと、プログラミング学習を実施し、どの中学校でも実施可能な教育効果の高いプログラミング学習のモデルケースを構築するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、１５目 学校建設費、説明欄１．施設建設事業費（２）金田中学校用地取得事業費１億７，９４２万５千円につきましては、今後、生徒の増加が見込まれる金田中学校の学校用地を購入するため、計上するものでございます。

続きまして、８４ページをご覧ください。２５目 社会教育費、５目 社会教育総務費、説明欄５．芸術文化振興事業費（２）芸術文化に親しむまちづくり振興事業費２４３万１千円につきましては、コンサート等の芸術鑑賞事業の実施のほか、中心市街地活性化事業として、ＪＲ木更津駅周辺において、アートにふれあうワークショップを実施するため、計上するものでございます。

続きまして、８７ページをご覧ください。２５目 少年自然の家費、説明欄１．キャンプ場管理運営費、１ページ進んでいただいて８８ページ、（５）キャンプ場個別施設計画策定事業費３５０万円につきましては、木更津市公共施設等総合管理計画に基づき、少年自然の家キャンプ場の施設管理や長寿命化、財政負担の軽減・平準化を目的とした、個別施設計画を策定するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、２７目 博物館費、説明欄６．博物館施設整備費（１）博物館昇降機改修

事業費 1, 405 万 8 千円につきましては、設置から 28 年が経過し、令和 5 年 12 月末をもってメーカーの保証期間が終了する、博物館エレベーターの改修工事を実施するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、30 目 生涯学習まちづくり推進事業費、説明欄 1. 生涯学習推進事業費、1 ページ進んでいただいて 89 ページ、(5) きさらづ市民カレッジ事業費 102 万 6 千円につきましては、きさらづ市民カレッジと題しまして、市内の高等教育機関と連携し、各教育機関の特徴を生かした教授等の講演を中心としたコースや、木更津の歴史に関することを講師から学ぶ地元コースを展開し、本市の地域づくりを推進するため、新たに計上するものでございます。

続きまして、(6) 若者発まちづくり推進事業費 11 万円につきましては、若い世代がオンライン上で気軽に交流できる場を年間を通じて定期的に開催し、未来を担う若者の意見や行動力を地域の活性化に繋げながら、木更津の魅力を知り、発信できる若者人材の育成に取り組むため、新たに計上するものでございます。

続きまして、30 項 保健体育費、20 目 学校給食費、説明欄 4. 給食関係費 (1) 給食関係費 3 億 4, 889 万 8 千円につきましては、新たに金田小学校、鎌足小学校及び鎌足中学校の調理業務の委託を実施するため、委託料を増額して計上するものでございます。

以上が令和 5 年度における主な新規事業及び増額事業でございます。その他、歳入・歳出予算の内容につきましては、お手数ですが、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

また、報告第 3 号参考資料といたしまして、教育委員会全体の「令和 5 年度当初予算案 要求額及び前年度当初予算額との比較」を配付させていただきましたので、あわせてご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

79 ページに小学校プール改修事業費 2, 913 万 2 千円、82 ページに中学校プール改修事業費 3, 809 万 1 千円とありますが、その一方で 80 ページに学校水泳民間活力導入事業費 1, 163 万 1 千円を計上していますよね。毎年度プールの改修に結構な金額がかかっているかと思うのですが、今後の小中学校のプールの考え方について、どのような方針になっているのでしょうか。

○今井部参事兼学校教育課長

小学校につきましては、今後も水泳学習を続ける方針でして、プールが改修すれば使用可能な状態である場合は、改修対応としております。プールが改修不可能の場合は、学校水泳民間活力導入事業費といたしまして、民間事業者に水泳指導からバスでの送迎まで一括で委託して実施しております。

中学校につきましては、改修不可能の場合は水泳の授業は行わない方針でございます。

以上により、最小限の支出となるよう努めている所でございます。

○渡部委員

極端な話ですが、例えば学校のプールをすべて廃止して、温水プールを新たに一つ建設すれば、バスで送迎して年間を通じてすべての小中学校が利用できたりするのかな、と思うのですが、金銭的な面で難しかったりするのでしょうか。

○小磯資産管理課長

数年前、祇園小学校と清見台小学校の屋外プールの改修に2～3億円、いきいき館内のプール槽のごく一部の改修に1～2億円かかっております。また、来年度予定している波岡中学校の長寿命化に係る校舍改修工事は、昨今の資材高騰の影響もございまして、約9億円かかる見込みでございます。ですので、これから新たにプールを建設するとなりますと、少なく見積もっても10億円はかかるのではないかと思いますし、それに加え、毎年のランニングコストがかかってくることとなります。それを市全体でどう考えるか、ということになってくるかと思います。

○廣部教育長

水泳授業の今後につきましては、小学校は送迎から指導まですべて民間委託、中学校は実習なしで座学のみになる方向です。実習をしないことについては、学習指導要領でも認められております。

○今井教育部部参事兼学校教育課長

資産管理課長も申し上げましたとおり、市でプールを建設・運営をしていくとなると、維持費もかかってきますので、民間委託が一番費用を抑えられる方法となります。

○渡部委員

わかりました。ありがとうございます。

○廣部教育長

ほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、次の報告に移ります。

報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例案等）について」事務局から説明をお願いいたします。

○重城教育部次長

報告第4号臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例案等）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料101ページをご覧ください。この報告は、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。

3月市議会定例会に提案する、木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例案、木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例案、木更津市職員の配偶者同行休業に関する条例案及び木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、104ページのとおり令和5年1月25日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意

見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、103ページにございますとおり1月30日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

条例案4件のうち、「高齢者部分休業」、「自己啓発等休業」並びに「配偶者同行休業」の3件につきましては、地方公務員法において、条例で定めるところにより休業を承認することができる、と規定されていることから、それぞれ条例を制定しようとするものでございます。

はじめに、105ページをご覧ください。「木更津市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」につきましては、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

本条例案は、定年前の一定年齢に達する職員について、加齢に伴う諸事情により勤務時間を縮減しつつ定年までの勤務を可能とするものとし、働き方改革に向けた勤務環境の整備、改善を図るため、高齢者部分休業の要件及び期間等について規定しております。

部分休業は、第2条第1項のとおり、1週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分単位で取得できるものとし、また、第2条第2項のとおり、55歳の年齢に達した職員が取得できるものといたします。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、107ページをご覧ください。「木更津市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」につきましては、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

本条例案は、複雑・高度化する行政課題に対処していくため、職員の自発性と自主性を積極的に生かし、幅広い能力開発や国際ボランティアへの参加をするため、自己啓発等休業制度を設けるものとし、自己啓発等休業の要件及び期間等について規定しております。

第2条のとおり、在職期間が2年以である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができるものといたします。

休業の期間につきましては、第3条のとおり、大学等課程履修のための場合は2年又は3年、国際貢献活動のための場合は3年といたします。

なお、国際貢献活動とは、108ページの第5条のとおり、独立行政法人国際協力機構、通称JICAが行う、発展途上地域における奉仕活動、またはそれに準ずるものといたします。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、111ページをご覧ください。「木更津市職員の配偶者同行休業に関する

条例の制定について」につきましては、地方公務員法第26条の6第1項、第5項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する、同法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業について定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

本条例案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者同行休業制度を設けるものとし、配偶者同行休業の要件及び期間等について規定しております。

第2条のとおり、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができるものといたします。

休業の期間につきましては、第3条のとおり、3年といたします。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、115ページをご覧ください。「木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の会計年度任用職員の給与の額を改定するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

令和4年12月定例教育委員会会議にて報告いたしましたとおり、12月市議会定例会におきまして、一般職職員の若年層職員を中心とした給与月額の上上げ、並びに一般職職員の勤勉手当支給率の上上げにつきまして、改正条例案が議決されたところでございます。

本条例案は、一般職の行政職給与表1級及び2級の改定内容に準じ、会計年度任用職員の行政職給与表1級及び2級の給与月額を改定するもの、また、会計年度任用職員の期末手当支給率を0.05月分上げるものでございます。

新旧対照表につきましては、121ページから125ページのとおりでございます。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

会計年度任用職員の1級・2級はどのように決められているのですか。

○重城次長

専門的な資格や経験等を必要とする業務につきましては、2級職での採用となります。

○廣部教育長

ほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・木更津市立学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定する告示について
説明：重城教育部次長
- ・木更津市学校給食センター整備・運営更新継続事業者選定委員会の設置及び運用に関する要綱を制定する告示について
説明：重城教育部次長
- ・令和5年度教育委員会に係る重点目標・施策（素案）について
説明：重城教育部次長
- ・令和5年度組織改正について
説明：重城教育部次長
- ・新木更津市立図書館整備計画に係る意見公募の実施結果の公表について
説明：鈴木生涯学習課長
- ・令和5年木更津市二十歳を祝う会実施報告について
説明：鈴木生涯学習課長
- ・令和6年木更津市二十歳を祝う会実施方針（案）について
説明：鈴木生涯学習課長
- ・木更津市学校給食費検討委員会会議結果報告について
説明：清水学校給食課長
- ・企画展「資料で見る 木更津市民の80年」の開催について
説明：稲葉郷土博物館金のすず副館長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜特になし＞

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、3月の定例教育委員会会議につきましては、令和5年3月22日（水）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和5年2月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員